

警 察 署 協 議 会 議 事 錄

協議会名	令和7年第3回 塩釜警察署協議会
開催日時	令和7年11月27日（木） 午後3時30分から 午後5時まで
開催場所	塩釜警察署 3階大会議室
出席者等	1 協議会委員～9名 出席委員～村上タツ子委員、磯田光貴委員、高橋百合子委員、 遠藤紀子委員、小原盛委員、武山兵記委員、小堤隆委員、 鈴木江委員、我妻才千委員 欠席委員～1名 2 警察署側～11名 署長、副署長、副参事、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活 安全課長、地域課長、刑事第一課長、交通課長、警備課長
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別 紙

1 報告事項等

(1) 管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和7年10月末における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢について説明がなされた。

委 員：犯罪の認知件数が減少し、検挙件数が増加しているようだが、その状況は、塩釜警察署としてどの様に捉えているのか

署 長：認知件数が減少しているということは、警戒警ら活動が効果的に実施された結果、犯罪の認知件数が減少したと考えられ、検挙件数の増加は、被疑者を検挙するための捜査が適切に実施された結果である。

つまり、当署管内の治安情勢は、良好な状態であると考えている。しかし、自転車盗や万引きの認知件数が増加傾向となっていることから、更なる防犯活動や検挙に向けた捜査を推進していかなくてならない状況である。

委 員：承知した。引き続き犯人検挙に向けた捜査をお願いしたい。

(2) 意見・要望等に対する措置結果（経過）について

前回協議会での意見・要望に対する措置を要する提言はない。

2 速度取締り指針について

交通課長から、塩釜警察署における重点エリアの設定等について説明がなされた。

委 員：速度取締りの指針は了解したが、取締りはどの様な手法で実施するのか。

署 長：速度取締機や可搬式オービスを使用し、取締りを実施する。

取締り時間にあっては、指針に示されているとおり、事故発生が高い場所を選定して実施する方針である。

委 員：取締方針は理解した。適切な取締りを推進してほしい。

3 意見・要望等

委 員：最近、熊出没の報道を多く見聞きするが、管内での目撃状況などはどうなっているのか。

署 長：当署管内でも、主に利府町森郷地内において、熊の目撃情報があり、その都度、付近の警戒や周辺地域への周知を図っている。

幸いにして、熊による人的被害の発生はない状態である。

委 員：塩釜署管内でも熊が目撃されている状況は把握した。

引き続き、人的被害が出ることがないよう適時、適切な警戒を実施してほしい。

署 長：了解した。適切に対処する。